

金ケ崎町空き家バンク仲介業者募集要領

第1 目的

金ケ崎町空き家バンク設置要綱（平成21年金ケ崎町告示第107号。以下、「設置要綱」という。）第5の規定に基づき、空き家バンク登録者及び空き家バンク利用者の仲介を行う宅地建物取引業者を募集し、空き家活用による定住促進が円滑に行われることを目的とする。

第2 定義

この要領において次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法（昭和27年6月10日法律176号）における免許を受けている事業者をいう。
- (2) 空き家バンク登録者 設置要綱第4の規定に基づき、町長が登録した者をいう。
- (3) 空き家バンク利用者 設置要綱第8の規定に基づき、町長が登録した者をいう。
- (4) 仲介 空き家物件の確認と査定、空き家バンク利用者に対する現地案内、契約に関する連絡調整、契約をいう。

第3 申込要件

宅地建物取引業者であって、かつ仲介を全て誠意を持って履行する者であること。

第4 申込方法

空き家バンクにおける仲介を行おうとする宅地建物取引業者は、金ケ崎町空き家バンク仲介業者登録申込書（様式第1号）を別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、空き家バンク仲介業者として登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により登録したときは、登録した旨申込者に通知するものとする。

第5 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。